

(案)

令和5年度以降の東京湾再生推進会議の体制の見直しについて

1. 推進会議の体制の見直しについて

(1) 経緯

東京湾再生推進会議は、同会議の設置要綱により、「都市再生本部で決定されたプロジェクト「海の再生」を推進するため、関係省庁及び関係地方公共団体が、東京湾の水質改善のための行動計画（以下、「行動計画」という。）を策定し、これを推進することを目的」として設置。

同会議においては、こうした目的を遂行するため、これまで、計画期間を10年とし、各分野の主体が取り組む施策を網羅する行動計画を第1期、第2期にわたり策定し、計画が的確に推進されるよう幹事会を中心とした進捗管理の下、各分科会において、それぞれの施策を着実に実施。

こうした中、官民連携フォーラムからは、令和5年度を開始年度とする第3期行動計画について、より柔軟で実効的な行動計画とするよう提案あり。

(2) 体制等の見直し

(イ) 推進会議及び幹事会の見直し

現在、推進会議の委員は、各部局の部長級で構成されているが、

① 第1期及び第2期の20年間にわたり、幹事会を中心とした進捗管理の下、各分科会において、それぞれの施策が的確に推進されてきたという取組実態に鑑み、

② また、官民連携フォーラムからの、令和5年度を開始年度とする第3期行動計画について、より柔軟で実効的な行動計画とするようとの提案を踏まえ、

第2期計画からの取組を着実に評価・分析し、推進するとともに、第3期行動計画において新たに取組を開始する、ブルーカーボン生態系及び流域3,000万人につながる交流機会の創出等といった取組が、機動的かつ実効的に実施されることが必要。

このため、同会議を施策の実質的な担い手である現行の幹事会メンバーを構成員とする委員構成に見直すとともに、幹事会を廃止。

なお、推進会議の座長は、設置要綱に基づき、推進会議委員の互選。

(ロ) 分科会の機能強化

加えて、推進会議の運営を迅速化・効率化する観点から、推進会議で決定すべき事項（行動計画、期末評価等）については、各分科会が主となり対応することとし、各分科会において検討を行うとともに、必要な場合には分科会相互の調整を行った上で、推進会議で決定することにより、次期行動計画の機動性・実効性をさらに向上。

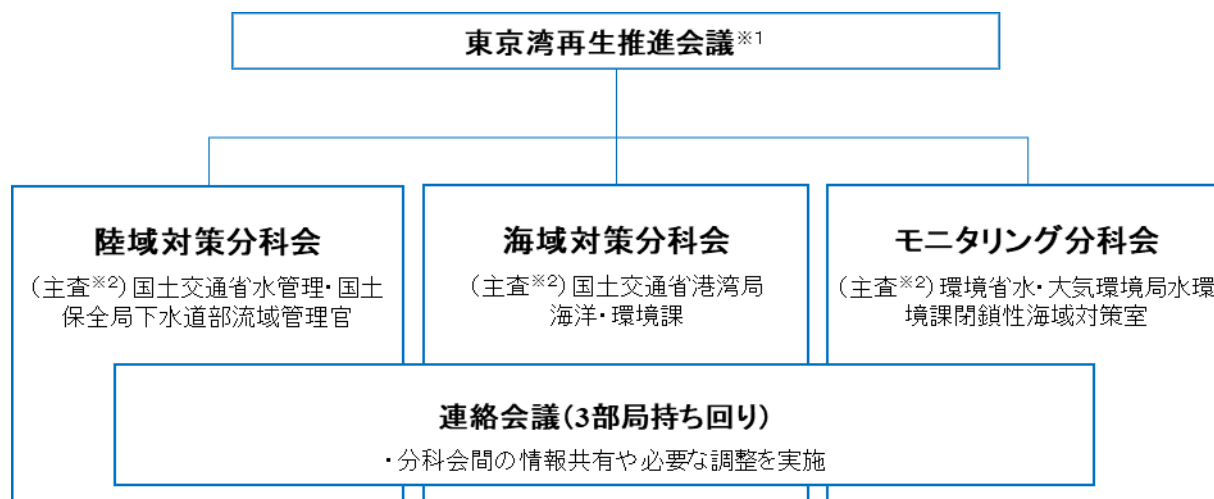
また、WEBサイトの管理運営など対外的な情報発信、外部からの問合せ対応についても各分科会が主となり対応することにより、対外対応についても機動性・実効性を確保。

(案)

(ハ) 事務局の機能の見直し

上記(ロ)の見直しに伴い、これまでの事務局の機能を縮小することとし、第3期行動計画においては、事務局は、推進会議の庶務として、同会議の開催案内・議事録作成等の会議運営、同会議の資料保存・公開、官民連携フォーラムからの政策提案の受領等の同会議の手続に関する事務を担うものとする。

(取組体制)



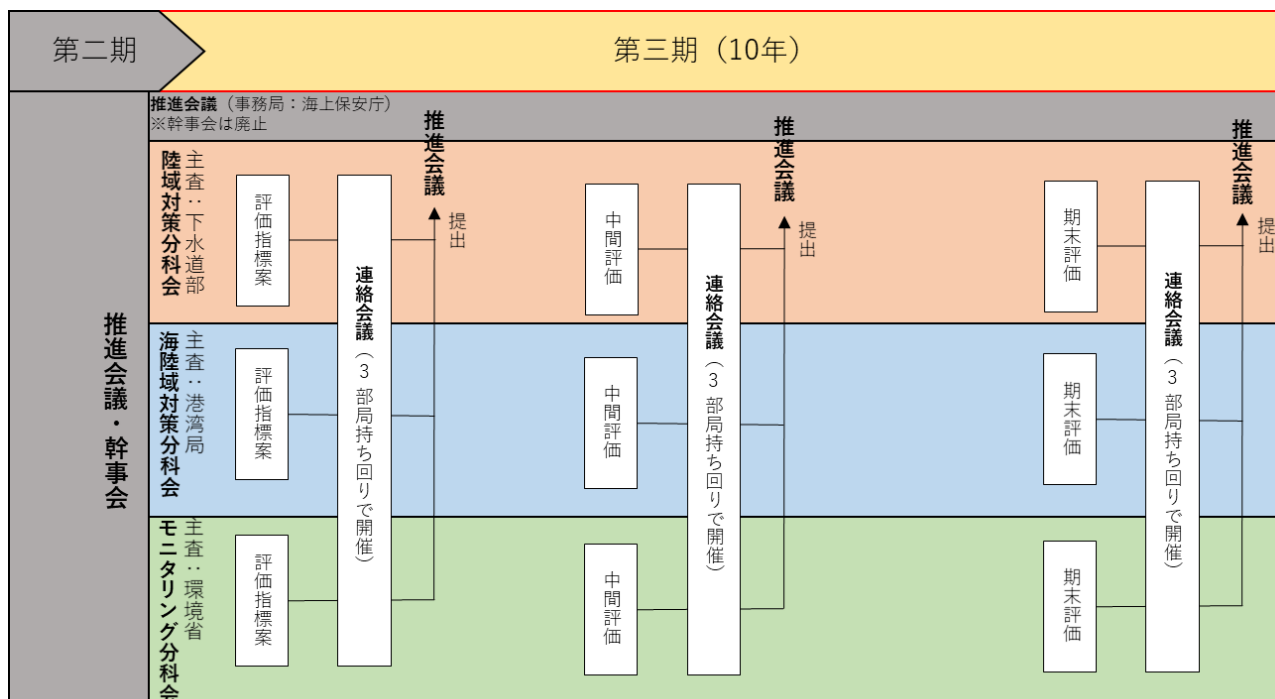
※1 海上保安庁が事務局として推進会議の庶務を担う（上記（ハ）による）

※2 推進会議で決定すべき事項について、具体的に分科会で検討するにあたり必要な事務を担う（上記（ロ）による）。

2. 推進会議における決定プロセス

- ・ 推進会議で決定すべき事項（行動計画、期末評価等）については、各分科会において議論を行い、調整を行った上で推進会議事務局へ提出。
- ・ 分科会間の情報共有や必要な調整を行うため、連絡会議（各分科会主査で持ち回り、推進会議事務局も同席）を定期的に行う。
- ・ 推進会議事務局は、推進会議を開催し、各分科会から提出のあった事項を推進会議に諮り、決定する手続きを実施。

(案)



別図 東京湾再生推進会議運営フロー